

⑤ 医療費の払い戻しについて（償還払い）

受給者証が届くまでに支払った医療費や、月の自己負担上限額を超えて支払った医療費は、払い戻しの請求をすることができます。

下記の必要書類をそろえて、お住いの区の保健センターの窓口へ申請してください。

【申請に必要な書類】※1

全員提出が 必要な書類	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費支給申請書（償還用）	
	<input type="checkbox"/> 医療費の領収書	
	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病療養証明書（償還用）	※医療機関（調剤薬局含む）ごと、 月ごとに療養証明証が必要です。
	<input type="checkbox"/> 自己負担上限額管理票	
	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証 写し可	
	<input type="checkbox"/> 振込先の通帳 写し可	
<input type="checkbox"/> <u>医療保険の資格情報が確認できる資料</u> 写し可		
必要に応じて 提出する書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (患者本人が18歳以上で本人以外の口座に振り込みを希望する場合)	
	<input type="checkbox"/> 保険者発行の支給決定通知書、限度額適用認定証等 (高額療養費・付加給付に該当する場合)※2	

※1 必要書類は各区保健センターにご用意しております。

※2 健康保険組合から支給される高額療養費制度や付加給付が優先となります。
(高額療養費制度や付加給付については、[P.13](#)をご参照ください)
適用になる場合は、各医療保険の手続きを済ませてからご申請ください。

【申請時の注意】

札幌市医療費助成事業（子ども・重度・ひとり親など、詳細は [P.13](#) 参照）の制度を利用された場合、原則として医療費については償還払の対象となりませんが、入院時の食事療養費については、健康保険から助成される額を差し引いた標準負担額の1/2の金額が助成されます。

例) 課税世帯の場合

一食当たりの標準負担額：280円 → 自己負担額140円 になります。

※令和6年5月31日までは標準負担額：260円 → 自己負担額130円